

助成金 Q & A

☆助成対象事業と申込区分について☆

1	<p>私たちの団体は、ホームヘルプサービスの中でも介護保険指定事業（訪問介護）と住民同士の助け合いの事業（ちょこっとボランティア）、地域の高齢者を招いて月に1回の会食会もしています。</p> <p>私たちの団体は、どの事業で申込んだらよいのでしょうか？</p>
回 答	<p>この場合、ホームヘルプ事業を実施され、収益性のある介護保険指定事業のため対象外となります。ただし、住民同士の助け合い事業、月1回の会食会については、会計が別でサービス利用者数の見込みが要件を満たせば要援護者区分の家事・生活支援と集いの場に該当します。しかし、一事業一申請となっているため、8ページの同一団体の申請が不可ということから、「泉ふれあい助成金」ではどちらかのみ申請となります。「福祉の泉助成金」として要件を満たせば会食会について申請が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険指定事業「訪問介護」→対象外 ・「泉ふれあい助成金」住民同士の助け合い活動、会食会→どちらかで申請 ・「福祉の泉助成金」食事提供事業→要件を満たせば申請可能

2	<p>前年度より、月1回のサロンを開始しました。助成の対象となりますか？</p>
回 答	<p>要援護者区分の「集いの場」に新規の団体が申込むには、前年度の実績が必要となります。P8「4 助成の制限⑥」を確認の上、助成条件を満たしていれば、申請が可能です。</p>

3	<p>私ひとりで自宅を開放し、地域の高齢者と「お茶のみ会」を開くつもりですが、助成の対象となりますか？</p>
回 答	<p>この助成金は「市民活動団体」を支援するためのものなので、個人の活動は助成対象になりません。また、一家族だけで構成している団体も対象外です。</p>

4	<p>現在の予定として区分の条件を満たしているのですが、メンバーが体調を崩して欠席する可能性があり、報告では条件を満たすことが出来ないかもしれないのです。そういった事情は考慮してもらえるのですか？</p>
回 答	<p>活動内容や対象者によっては、欠席や中止などやむを得ない事情が生じることがあると思いますが、原則的には実績数で判断をし、条件に満たない場合は返還の対象となります。それぞれの団体の活動の中で、起こりうる事情を考慮したうえで見込みをたて、申込みをしてください。</p>

5	繰越金は収入合計の25%以内とありますが、私たちの団体は前年度の決算額では25%を超える余剰金が出てしまいます。返還の対象となりますか？
回 答	前年度報告書での繰越金は、25%を超えていても構いません。しかし、今年度の予算額の中で越えている場合は、助成の対象となりません。

6	サロンで使うキーボードを購入するため、経費を少しずつ積立てておきたいのですが、可能ですか？
回 答	積立金は原則 <u>5年以内</u> とし、積立年数と目的を <u>助成対象経費外の「その他」の欄</u> に明記してください。

7	福祉バスを利用して行く宿泊事業は申し込めますか？
回 答	17年度より、助成金と「福祉バス」という重複の助成になってしまうため、福祉バスを使用する事業については <u>対象としていません</u> 。しかし、 <u>福祉バスを使わずに行う日帰りハイクや宿泊事業</u> であれば、その事業については申込み可能です。

8	趣味の講座を受講後、修了者でサークルを作りました。週1回メンバーで集まって活動していますが、助成対象になりますか？
回 答	<u>友達同士や仲間内のサークル活動は助成対象にはなりません</u> 。但し、広くメンバーを募り、健康増進等をはかる目的で要件を満たす場合は、申込みが可能です。

9	飲食の行事を企画しています。申込みはできますか？
回 答	<u>「泉ふれあい助成金」はサロン・会食会での食材費をはじめ、全ての飲食経については、助成金対象外となります</u> 。 「福祉の泉助成金」での申し込みは可能ですが、P5「福祉の泉助成金」区分一覧の要件を満たす場合に限りです。

10	旅行会社に依頼し、食事を含む日帰りハイクを企画しています。この場合の食事代は助成金の対象となりますか？
回 答	「泉ふれあい助成金」では、食事代を含む飲食経費が旅行のプランに組み込まれて科目が分割出来ない場合は、本助成金対象外です。食事代を科目で分割出来る場合は、食事代以外の経費は助成金の対象となります。

11	集いの場の「サロン」と健康増進区分の高齢者の「健康増進事業」のちがいがわかりません。どこが違うのですか？
回答	事業内容だけではなく、支援者と対象者の区別や事業の主目的で判断してください。 <u>集いの場のサロンの場合</u> 主な目的・・・居場所づくり、見守りや孤立の防止 支援者と対象者の区別・・・明確 <u>健康増進事業の場合</u> 主な目的・・・個人の健康づくり 支援者と対象者の区別・・・不明確

12	要援護者区分（集いの場）と福祉のまちづくり区分の子育て支援事業の違いがわかりません。どこが違うのですか？
回答	支援者と参加者が分かれていることが前提条件です。活動の主催の構成メンバーにどんな方がいるかで違います。 <u>集いの場の子育て支援事業の場合</u> 支援者と対象者の区別・・・明確 <u>福祉のまちづくり区分の子育て支援事業の場合</u> 支援者と対象者の区別・・・不明確

13	子育て支援事業の参加者のカウントは、親と子で2人の場合、何人と数えたら良いのでしょうか？
回答	支援事業の対象者が誰かによって、誰を利用者としてカウントするか変わります。 例) 親1人、子ども1人が参加した場合。 ①親子一緒に参加してもらうためのサロン → 利用者は2人 ②子どもだけを対象としたサロンや事業 → 利用者は子どものみ利用者 (親が付き添ってもカウントしない)

14	私たちの活動は、依頼による訪問活動なのですが、実施計画はどのように記入すればいいですか？
回答	前年度の実績などをふまえて、今年度のおおよその予定数を記入してください。助成条件にも大きく関わるため、指定の書式に必ず記入をお願いします。

15	認知症カフェやコミュニティカフェの人数のカウントはどのように考えたら良いでしょうか？
回答	不特定多数の方がいつでも来られるので、滞在時間に関わらず参加者をカウントしてください。 参加者名簿は備えていなくても、参加者の人数のカウントをする必要があります。

16	集いの場の人数はどのように考えたら良いでしょうか？
回答	ボランティア以外の参加者をカウントします。 1回あたりの人数の算出方法：年間の参加者数の延べ人数の合計÷年間の実施回数となります。

17	家事・生活支援のカウント方法を教えてください。
回答	依頼内容の数やボランティアの人数ではなく、当日訪問した回数をカウントします。 ※事前訪問は実績には含まれません。 例) Aさんから庭木の剪定と電球の取り換え依頼があった →1日のうち1回の訪問で対応した場合は1カウント →1日のうち2回の訪問で対応した場合は2カウント ※訪問した人数はカウントに反映しません。

18	保育ボランティアグループのカウント方法を教えてください。
回答	集団保育の場合、依頼者によってカウント方法が異なります。子どもを複数人預かって、依頼者が一人の場合は1回とカウント。複数人の保護者から同日に預かりを依頼され、結果として複数人の子どもを預かった場合は人数=回数となります。 例) 1才半健診で区から依頼され、5人の子どもを預かり保育した→1回 1才半健診の日、3人のお母さんから同時に預かりを頼まれ3人の子どもを預かった→3回

19	日帰りハイクで行く美術館の入場料や駐車場代はどこの予算に入りますか？
回答	美術館は、 <u>入場券を購入する</u> ので、「 <u>物品購入費</u> 」に入れてください駐車場代は「 <u>車両経費</u> 」となります。

20	障害児地域訓練会で障害者支援センターの助成金を受けています。泉ふれあい助成金も合わせて助成してもらえますか？
回答	障害者支援センターの助成金は公費が含まれているため、泉ふれあい助成金は同時に助成できません。それ以外で実施する事業や障害者支援センターの助成金を受けていない事業は対象になります。

21	1回あたりの平均利用者数のカウントはどんな方法ですか？
回答	年間利用者数（延べ人数）÷年間の実施回数＝1回あたりの平均利用者数

22	送迎活動の人数のカウントに介助ボランティアと運転ボランティアは含みますか？
回答	カウントには含みません。

23	サロンや相談事業の対象者に家族が含まれていた場合、参加者の数に入れていいですか？
回答	対象者に家族が含まれていれば問題ありません。 例）お子さんだけが対象の事業で、保護者が付き添っている場合は対象外です。

24	自治会町内会がおこなう地域住民交流会に助成してもらえますか？
回答	公費が入らない事業が前提条件です。また、自治会町内会の加入世帯のみを対象としている事業は助成の対象となりません。

25	障害児者を対象とする相談支援事業はどの区分にあてはまりますか？
回答	要援護者区分の「家事・生活支援活動」区分に該当します。

26	ダンスを施設等へ披露に行っています。区分はどれにあてはまりますか？
回答	主たる目的が施設の利用者に披露するためであれば、特技ボランティアにあたり、健康増進区分にあてはまります。ダンスを教えるために行っているのであれば施設ボランティアにあたり、福祉のまちづくり区分に該当します。

27	区内に新しく拠点をかまえ、多世代交流サロンを月に1回開催することにしました。開所にあたり必要な物品を購入したいのですが、常設拠点支援助成の対象になりますか？
回答	常設拠点支援助成の初度調弁費については、「常設のサロンや生活支援等を行う団体」が対象であり、回数の要件はありません。